

4 調監発第 3650005 号

令和 5 年 3 月 3 1 日

調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治 様

調布市監査委員 岩 倉 哲 二

調布市監査委員 小 山 敦

調布市監査委員 渡 辺 進二郎

(公印省略)

令和 4 年度第 3 回定期監査（工事監査）の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和4年度第3回定期監査（工事監査）結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

1 工事件名

調布市立国領小学校給食室ほか改修工事

調布市立国領小学校給食室ほか改修に伴う電気設備工事

調布市立国領小学校給食室ほか改修に伴う機械設備工事

2 所管課

事業所管課 教育部教育総務課及び学務課

工事所管課 総務部営繕課

契約所管課 総務部契約課

3 工事概要

(1) 工事場所 調布市国領町8丁目1番地55

(2) 工期 令和4年6月14日から令和5年2月28日まで

(3) 契約金額

ア 建築工事 9,647万円（うち消費税額877万円）

イ 電気設備工事 3,733万5,100円（うち消費税額339万4,100円）

ウ 機械設備工事 1億3,640万円（うち消費税額1,240万円）

(4) 受注者

ア 建築工事 株式会社貴建築工房

イ 電気設備工事 株式会社三誠

ウ 機械設備工事 宮沢設備工業株式会社

(5) 工事内容

ア 施設概要

(ア) 主要用途 小学校

(イ) 工事内容 調布市立国領小学校において、食物アレルギー対応専用調理室の新設及び調理室等のドライシステム化を図るため、給食室内部の全面改修工事を行う。また、本工事で給食調理員休憩室を給食室外に移設することに伴い、関連するその他の室も併せて改修を行う。

(ウ) 建物概要

a 構造規模 鉄筋コンクリート造 地上3階建

b 最高高さ 12.25m

c 敷地面積 15,905.44㎡

d 建築面積 3,622.27㎡

e 延べ面積 6,598.90㎡

イ 工事項目

- (ア) 建築工事 直接仮設工事, 防水改修工事, 内装改修工事, 建具改修工事, 外構改修工事, 撤去工事及び発生材処理
- (イ) 電気設備工事 受変電設備工事, 低圧幹線設備工事, 電灯設備工事, 動力設備工事, 拡声設備工事, 構内交換設備工事, 情報表示設備工事, 火災報知設備工事, ガス漏れ警報設備工事, テレビ共同受信設備工事, 構内情報通信網設備工事, 小荷物昇降機設備工事, 撤去工事及び発生材処理
- (ウ) 機械設備工事 空気調和設備工事, 換気設備工事, 自動制御設備工事, 衛生器具設備工事, 給水設備工事, 排水設備工事, 給湯設備工事, ガス設備工事, 厨房機器設備工事, 撤去工事及び発生材処理

ウ 工事進捗状況 (令和4年10月末現在の進捗率) 35%

第3 監査の実施期間

令和4年11月28日(月)から令和5年3月17日(金)まで

第4 監査の範囲

当該工事に係る計画, 設計, 積算, 契約, 施工等について

第5 監査の方法

監査に当たっては, 調布市監査基準に基づき, 設計及び積算が適正かつ合理的, 経済的に行われているか, 工程, 品質, 安全等の管理並びに材料, 出来高等の検査及び監督が適正に行われているか等を主眼として実施した。

なお, 技術調査業務については, 公益社団法人 大阪技術振興協会に委託し, 書類審査, 現地調査(令和5年1月27日実施)及びその他必要と認める監査手続を実施した。

第6 監査の結果

当該工事については, 上記のとおり監査した限りにおいて, 予算, 法令及び契約に基づき, おおむね適正に施工されているものと認められた。

なお, 次のとおり意見を付すので, 今後の改修工事等の参考とされたい。

(1) 設計について

ア 室内環境対策については, 当該施設において重要な要素である。色々な仕上材, 塗料, 接着材が頻繁に納入されるに当たり, まずは水際での材料規格の確認(F☆☆☆☆, SDS(安全データシート))などが重要である。また, 環境測定を実施する際には, 十分な換気を行う等周到な準備のうえ, 慎重に対応・測定するよう留意されたい。

イ 屋上設置の騒音発生機器(空調室外機)からの騒音について, 近隣の騒音配慮の観点から, 防音パネルの設置を計画していたが, 設置の際には騒音シミュレーションの比較検討をするよう留意されたい。

(2) その他

改修工事では、当初の設計内容では不明であった不具合などが、工事途中に見つかるケースが多々ある。不具合などが見つかった場合には、設計者・工事監理者・監督員・施工者で協議のうえ、是正方法を決定し、適切な措置を講ずると共に、^{しゅん}竣工図において、記録を残し、今後の維持管理に役立てていただきたい。